

令和3年第7回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 議案第59号 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
2. 議案第60号 仁淀川町立仁淀公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
3. 議案第61号 仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について
4. 議案第62号 仁淀川町交流センターの指定管理者の指定について
5. 議案第63号 仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定について
6. 議案第64号 仁淀川町池川439交流館の指定管理者の指定について
7. 議案第65号 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について
8. 議案第66号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
9. 議案第67号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）について
10. 議案第68号 令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
11. 議案第69号 財産の取得について
12. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
13. 同意第4号 教育長の任命について
14. 同意第5号 教育委員会委員の任命について
15. 発議第3号 トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書
16. 発議第4号 アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書
17. 発議第5号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

令和3年第7回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月7日（火曜日）

10時00分開会

16時03分延会

出席議員（9名）

1番 議員	竹 本 文 直	2番 議員	西 森 常 晴
3番 〃	岡 田 良 成	4番 〃	片 岡 智 準
5番 〃	大 野 弘	7番 〃	野 村 安 夫
8番 〃	左 京 憲 昌	9番 〃	藤 崎 源 彦
10番 〃	若 藤 敏 久		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	片 岡 博
町 民 課 長	井 上 竜 一	保健福祉課長	谷 脇 昭 仁
産業建設課長	片 岡 伸 二	会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫
教 育 次 長	井 上 健 一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神 岡 孝 司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人	仁淀住民福祉課長	大 野 真 智
池川地域振興課長	大 原 成 彦		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前 10 時 00 分 開会

○議長 ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 3 年第 7 回仁淀川町議会 12 月定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、10 番、若藤敏久君、2 番、西森常晴君を指名いたします。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。

本件については、11 月 30 日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。委員長、若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長 おはようございます。それでは、議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況やその取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から明日 8 日までの 2 日間とし、1 日目の本日は諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明を受け、散会の後、議場におきまして一般質問を行います。2 日目最終日は一般質問及び付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について 3 回まで、質問時間は原則として 1 人 1 時間、質疑の回数も同一議題は 3 回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から明日 8 日までの 2 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から明日 8 日までの 2 日間と決定をしました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご了承をお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承を願います。

10月14日に行われました産業建設常任委員会につきましては、岡田委員長より資料が提出されておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、令和3年第6回定例会で議決されました意見書につきましては、關係機関に送付をいたしましたので、ご報告をいたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。行政報告をさせていただく前に、西森久雄議員の逝去を悼み、一言お悔やみを述べさせていただきます。

西森久雄議員におかれましては、町議会議員として町政発展のために尽力を賜り、また産業建設常任委員会委員長の要職を歴任されるとともに、議員在職中の農林業の発展、地域住民の生活基盤の整備など、本町の安全安心なまちづくりに寄与した功績により、旭日単光章の内示を頂いております。その誠実なお人柄と生前のご活躍をしのび、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは改めまして、本日は令和3年第7回議会定例会を招集しましたところ、年末を控え、公私ともにご多忙の時期にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

まず、国の補正予算等でございますが、臨時国会が昨日から開会し、経済対策を盛り込んだ補正予算等が提出されております。18歳以下の子供1人につき10万円相当の支給、マイナンバーカード取得者へのポイント付与、自治体のコロナ対策の財源となる地方創生臨時交付金等が盛り込まれております。

本町としても国会の動向を注視するとともに、補正予算成立後、速やかに対応できるよう準備を進めていきたいと考えております。また、18歳以下の子供1人につき10万円相当の支給等につきましては、早期の対応を要するため、関連予算を専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、町職員の採用について報告いたします。

今回の職員採用につきましては、定年退職、中途退職者の状況などを考慮して実施いた

しました。9月に1次試験を、10月に2次試験を実施し、再任用職員の状況なども考慮して、一般行政職3名、土木職1名及び歯科衛生士1名に採用の内定通知を行いました。そのうち一般行政職、土木職各1名から内定辞退の申出がありました。

また、保健師の採用試験につきましては、11月に1名の応募があり、12月5日に教養試験等及び面接試験を実施し、教養試験等の結果を踏まえ、可否の決定をいたします。

採用の時期につきましては、欠員補充のため、一般行政職1名を令和4年1月1日、その他の者は令和4年4月1日を予定しております。

次に、秋の叙勲についてご報告申し上げます。

令和3年秋の叙勲が11月3日に発令され、元仁淀川町消防団分団長の片岡幸太郎氏が端宝単光章を受章されました。片岡氏は、昭和53年8月に吾川村消防団に入団以来、副分団長及び分団長の要職を歴任され、37年余の長きにわたり一貫して消防活動の第一線に立ち、水害、火災防除と消防力強化に献身的な努力を払い、日々自己教養を高めながら率先されて団員の資質向上と士気高揚に力を傾注されました。また、団員の育成指導に努力し、地域の消防体制確立に貢献した功績が認められ、受章の荣誉に輝かれました。

このたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、今後においても健康に十分留意され、これからも本町の発展のためにご指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、新型コロナワクチンの3回目接種についてでございますが、新型コロナワクチン3回目の接種につきましては、厚生労働省からは、2回目の接種終了からおおむね8か月以上経過した方から接種開始と示されております。

本町では、まずは昨年5月までに2回接種を終えられた医療従事者、高齢者、福祉施設等入所者及び職員を対象に、1月中旬より3回目の接種を開始します。その後は2回接種終了の希望者全員に、昨年と同様に吾川、池川、仁淀地区の体育館において、2月より集団接種を開始する方向で現在検討中です。

また、接種会場まで移動が困難な方に対しましては、バス等による送迎車を手配する方向でも検討しております。

接種券は12月中旬以降、2回接種終了の対象者全員に順次郵送する予定でございます。

次に、大崎診療所、橋元所長の異動につきましてご報告させていただきます。

橋元所長におかれましては、令和4年3月31日をもって仁淀川町職員を退職される予定でございます。橋元所長は令和2年4月1日から大崎診療所所長として赴任していただき、

大崎診療所建替工事に伴う新規医療機器の選定等にも積極的に関わっていただきました。

患者様からは評判はよく、赴任と同時に始まった新型コロナウイルス感染予防対策の先頭に立っていただき、特にワクチン接種につきましては、高知県下でもトップクラスの接種スピードと接種率に大きく貢献していただきました。

そんな橋元所長ですが、出身大学に戻って、さらに医学の研さんを重ねるとのことで、大変残念ではございますが、先生の今後の活躍をご祈念いたしたいと思います。

また、来年4月以降の大崎診療所内科の医師につきましては、高知県へき地医療協議会の枠組みの中で新たな方をお迎えすることになりますので、決まりましたらご報告させていただきます。

次に、行政懇談会ですが、行政懇談会につきましては、新たな町政を展開する上で、住民の方々に直接ご意見やご要望を聞かさせていただく場として、早い段階で実施をしたいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたとはいえ、新たな変異株でありますオミクロン株の発生により、第6波の懸念が消えない状況などを考慮し、もう少し様子を見てから検討することといたしました。

私も町民の皆様に就任の挨拶を兼ねて実施すべき重要な場であると考えておりますので、コロナ感染症の状況を見極めて、できるだけ早い時期に開催したいと思っております。どうかご理解のほどよろしくお願いします。

次に、議案等ではありますが、今議会に提案しております14件の案件の内訳は、条例の一部改正及び廃止議案2件、指定管理者の指定に関する議案4件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算案4件、人権擁護委員の候補者の推薦に関する諮問1件、教育長の任命1件、教育委員会委員の任命1件、令和3年11月30日の招集告示以降に追加させていただきました財産取得に関する議案1件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては副町長から説明しますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。

最初にお許しを頂きまして、去る10月26日にご逝去された西森久雄議員に対しまして、謹んで哀悼の意を申し上げます。

西森議員は、議会活動はもとより、仁淀中学校の学校運営協議会委員として、また、地

元長者小学校へも深く関わっていただき、地域に根差した開かれた学校づくりに多大な貢献をされました。西森議員のご冥福を謹んでお祈りいたすとともに、地域に対する思いをしっかりと受け止めて、今後引き継いでいけるよう努めてまいりたいと思います。

それでは、教育行政の報告をさせていただきます。

今年も年の瀬を迎え、慌ただしい時期となってまいりました。学校では秋のスポーツ、文化行事も、コロナ感染症予防対策をした上でそれぞれ工夫を凝らし実施することができました。今は2学期のまとめに向けて、勉強や体力づくりを頑張っているところでございます。しかしながら、新たなオミクロン株も発見され、年末にかけて感染拡大が懸念されますので、十分に感染防止対策に留意して業務に当たりたいと考えております。

スポーツの面では、仁淀・池川・尾川合同のソフトボール部が10月17日開催の高知県中学校新人ソフトボール大会で準優勝し、11月20日、21日、愛媛県東温市で開催の第28回四国中学生ソフトボール新人大会に出場しました。結果は1回戦敗退となりましたが、対戦相手が優勝チームとなるなど、組合せによっては上位をと思わせる結果でした。

また、バレーボールでは、12月25日から28日、大阪府で開催の第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会、高知県選抜メンバー12名のうちに、池川中学校の林優空君、山諸太樹君が選出されました。健闘をお祈りします。

また、仁淀中学校の谷脇杜和君、西田煌君、山本心春さんが、さきの全国中学校体育大会までの優秀な成績等が認められ、令和3年度高知県児童生徒表彰、スポーツ部門を受賞されました。おめでとうございます。

続きまして、外国語指導助手（ALT）の採用についてご報告いたします。

コロナ感染症の影響で来日が大幅に遅れておりました新たなALTが11月22日に着任いたしました。アメリカ・インディアナ州出身のロンギ・バネッサさん、女性の方です。新しい学習指導要領の下では、今後ますますALTの重要度が増してきますので、充実した活動ができるよう支援していきたいと考えております。

続きまして、令和4年成人式につきましては、規模を縮小し実施する予定ではありますが、今はコロナ感染症の状況も落ち着いておりますけれども、新種のオミクロン株など、今後の状況によっては延期あるいは中止せざるを得ない状況となるかもしれません。その際は誠に申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。今後のコロナ感染症の状況を注視していきたいと思っております。

また、令和3年成人式については、9月定例会においてご報告させていただいたとおり、

当時の全国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令状況、県の非常事態宣言の継続など、総合的に判断し、苦渋の決断をしたところでした。誠に度重なる延期に振り回され、最終中止という結果に終わり、新成人となられた方や保護者の皆様には大変つらい思いをさせてしまいました。改めて心からおわび申し上げます。

その後、何人かの保護者の方から、せめて集合写真でもというご意見も頂き、町としては、県外へ出られている方などが一番集まりやすい正月の時期に、1年越しにはなりますけれども、集合写真の撮影の機会を設けさせていただくことといたしました。町長からの挨拶はさせていただきたいと思っております。なかなか集まるのは難しいかと思われそうですが、ご都合のつく方はぜひご参加いただけたらと思います。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関係の補正予算についてご説明します。

保育所運営委託料について、社協運営の保育所において、当初見込んでいた園児数が減となり、約700万円の減額となりましたが、一方、池川保育園において、新たに処遇改善等加算分が対象となることが判明し、約700万円の増額となり、相殺して、保育所運営委託料は補正なしとなっております。代わって、社協運営の保育所運営委託料減額分を保育所運営費補助金として、700万円の増額補正を計上しております。

その他、自然体験型学習事業の中止に伴い、講師謝礼18万3,000円減額など、事業実績の見込みによる減額補正と、職員の異動による人件費の調整の補正となっております。

また、今議会には、教育委員会委員の任期満了に伴う人事案件も上程させていただいております。適切なご決定を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で報告を終わります。

議案の上程をする前に、休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の上程を行います。

日程第4、議案第59号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、日程第17、同意第5号、教育委員会委員の任命についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第18、執行部に提案理由の説明を求めます。それでは、議案第59号から追加議案第69号まで一括して、竹本副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております議案について、順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第59号、仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書2ページから4ページのとおり、全世代型対応の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するもので、未就学児に係る均等割額における減額すべき金額の変更と、対象条文の変更等に伴う文言の整理など、所要の改正を行うものです。

施行は公布の日からとしておりますが、未就学児に係る均等割額に関するものは令和4年4月1日からとしております。

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第60号、仁淀川町立仁淀公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

仁淀川町立仁淀公民館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

この条例は、議案書6ページのとおり、老朽化した仁淀公民館の取壊しに伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案書の7ページをお願いします。

議案第61号、仁淀川町観光センター等の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町観光センター等の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 株式会社掛水自動車整備工場

2. 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、公募を行った結果、2団体から申込みがあり、11月22日の仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、株式会社掛水自動車整備工場を仁淀川町観光センター等の指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案書の8ページをお願いします。

議案第62号、仁淀川町交流センターの指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町交流センターの管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 仁淀川町商工会

2. 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月22日の仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります仁淀川町商工会を仁淀川町交流センターの指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案書の9ページをお願いします。

議案第63号、仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町移住交流拠点施設の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 一般社団法人山茶小屋

2. 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日

この議案も、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月22日の仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります一般社団法人山茶小屋を仁淀川町移住交流拠点施設の指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案書の10ページをお願いします。

議案第64号、仁淀川町池川439交流館の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町池川439交流館の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

記

1. 指定管理者となる団体の名称 池川439 LOVE

2. 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日

この議案につきましても、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、11月22日の仁淀川町公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります池川439 LOVEを仁淀川町池川439交流館の指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案書の11ページをお開きください。

議案第65号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,673万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,091万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

まず、歳入の内容でございますが、詳細につきましては8ページから12ページをご参照ください。

8ページの10款地方交付税は、一般財源不足を留保財源で調整することによる2,207万4,000円の補正であります。

9 ページの12款分担金及び負担金は、がけくずれ住家防災対策事業実施に伴う受益者負担金75万円の補正であります。

10ページの14款国庫支出金は、コロナ感染症の3回目のブースター接種に係る費用として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金683万1,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1,554万7,000円の補正、子ども・子育て支援交付金は児童手当法の改正に伴うシステム改修費として283万3,000円、感染症対応地方創生臨時交付金は学校保健特別対策事業などの変更分202万1,000円の補正、一方で、金額の確定による国民健康保険基盤安定負担金67万7,000円の減額補正がございます。

11ページの15款県支出金は、新たに採択箇所が増えたことによる、がけくずれ住家防災対策事業費補助金250万円、自主防災倉庫設置に係る地域防災対策総合補助金27万3,000円の補正、一方で、金額の確定による国民健康保険基盤安定負担金112万2,000円、コロナ禍による実施できなかった自然体験型学習事業費補助金30万円の減額補正でございます。

12ページの17款寄附金は、ふるさと納税の件数の増加によるふるさと寄附金600万円の補正であります。

次に、歳出でございますが、詳細につきましては13ページから24ページをご参照ください。

まず、歳出全般におきまして、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、職員の異動等に伴う各費目の調整を行ったものとなっておりますので、それぞれの費目での説明は省略させていただきます。

まず、13ページの1款議会費は、西森久雄氏がお亡くなりになられたことによる報酬及び期末手当80万9,000円、人件費調整分53万2,000円の減額補正であります。

14ページから15ページの2款総務費は、旧岩丸町営住宅用地の土地購入費903万7,000円、税務署への給与報告等の機能追加に係るシステム導入委託料40万円、ふるさと納税が当初見込みより増えたことによる記念品送付のための代行委託料280万円及び楽天ふるさと納税システム使用料22万円、北部交通バス運行維持費補助金70万円、黒岩観光バス生活交通路線補助金18万9,000円は補助金額の確定による補正であります。

一方、減額補正は、新型コロナウイルス対策における自動水洗化機器購入事業の入札減による195万3,000円、保育所で使用するサーモグラフィーカメラ購入事業の入札減による備品購入費及び補助金として57万7,000円、ふるさと納税利用サイトの手数料20万円、人件費調整分117万8,000円となっております。

16ページから17ページの3款民生費は、年金生活者支援給付金の事務費精算に伴う過年度国費精算返還金7,000円、障害者自立支援給付費等の精算による過年度精算返還金として、国費分649万円、県費分318万7,000円、児童手当制度改正に対応するためのシステム改修委託料283万3,000円、社会福祉協議会への保育所運営費補助金700万円、人件費64万6,000円の補正でございます。一方、減額補正は保険基盤安定などに要する国保会計繰出金7万6,000円でございます。

次に、18ページから19ページの4款衛生費は、仁淀診療所開設に伴う通信設備や消防用設備などの工事請負費150万6,000円、仁淀診療所医師の業務用携帯電話を購入する備品購入費5万円、また、3回目の新型コロナワクチンブースター接種の会計年度任用職員雇用に伴う報酬109万円、ブースター接種に従事する医師及び看護師の報償費102万7,000円、会計年度任用職員の通勤に伴う費用弁償として旅費2万1,000円、消毒液等の購入及びワクチン接種券印刷のための需用費150万円、接種券の郵送料として通信運搬費135万7,000円、ワクチン接種予約システム改修やワクチン接種のための委託料1,081万1,000円、集団接種会場の寒さ対策のためのストーブ等の賃借料50万円、最後に人件費調整分が731万9,000円の補正となっております。

20ページの5款農林水産業費は、人件費調整分24万円の減額補正でございます。

21ページの6款商工費は、観光費において、ふるさと納税増額分600万円の財源振替を行っております。

22ページの7款土木費は、名野川地区、岩戸地区及び安居土居地区のがけくずれ住家防災対策工事費550万円、人件費調整分30万9,000円の補正となっております。

23ページの9款教育費は、コロナ禍により自然体験型学習事業が中止となったことによる講師謝礼18万3,000円、普通旅費41万4,000円、消耗品費3万3,000円、業務委託料18万9,000円、人件費調整分78万5,000円の減額補正であります。

以上の結果、歳入歳出の補正額は5,673万円の補正で、補正後の合計は84億5,091万7,000円となります。

次に、議案書の12ページをお開きください。

議案第66号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険）（第1号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,847万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内訳でございますが、詳細については6ページから9ページをご参照ください。

主な内容は、過年度事業の精算と、地方単独事業で行っています一定の障害のある方や小学生から高校生までの未成年者の個人負担分の3割部分を県または町が負担する事業について、一般会計からの繰入金で対応することによる補正であります。

歳入歳出の補正額は4万2,000円の減額補正で、補正後の合計は7億3,847万7,000円となります。

次に、議案書の13ページをお開きください。

議案第67号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書（直診大崎診療所勘定）（第2号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,463万9,000円とする。2、歳入歳出予

算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内容でございますが、詳細については6ページから7ページをご参照ください。

主な内容は、特殊な治療を要する患者による医薬材料費等の不足による410万円の補正でございます。歳入歳出の補正額は410万円の補正で、補正後の合計は7億2,463万9,000円となっております。

次に、議案書の14ページをお開きください。

議案第68号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書（介護保険）（第2号）の1ページをお願いします。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度仁淀川町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,000万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の内容でございますが、詳細については6ページから7ページをご参照ください。

主な内容は、地域介護予防活動支援事業（フレイルチェック）用物品の購入による114万円の補正となっております。

歳入歳出の補正額は114万円の補正で、補正後の合計は13億2,000万2,000円となります。

次に、追加提案の議案書1ページをご覧ください。

議案第69号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和3年度大崎診療所備品（エックス線 歯科用CT撮影装置）
購入事業
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1,303万7,200円
4. 契約の相手方 有限会社土佐レーニングセンター
代表者 住 所 高知市伊勢崎町12番14号
氏 名 代表取締役 杉本隆昭

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年度大崎診療所備品（エックス線 歯科用CT撮影装置）購入について、令和3年12月3日に一般競争入札を行った結果、有限会社土佐レーニングセンターが落札し、同日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 ありがとうございます。

続いて、諮問第4号、同意第4号、同意第5号を一括して、古味町長。

○町長 諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町森4137番1地

氏 名 植田 和生

生年月日 昭和28年8月5日生

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和4年3月31日をもって任期満了となる上記の者を引き続き人権擁護委員として推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、資料の16ページをご覧ください。

同意第4号、教育長の任命について。

下記の者を仁淀川町教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町田村186番地15

氏 名 黒川 一彦

生年月日 昭和38年5月13日生

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和3年12月31日の教育長の任期満了に伴い、上記の者を再任したく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

同意第5号、教育委員会委員の任命について。

下記の者を仁淀川町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町川渡91番1地

氏 名 農本 規仁

生年月日 昭和31年9月12日生

令和3年12月7日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和4年3月8日の教育委員会委員の任期満了に伴い、上記の者を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

以上です。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

午前10時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19、一般質問を行います。

質問の順序は既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項につき3回までとしておりますので、ご協力をお願い

いたします。

なお、発言される方はマイクのスイッチを確実に押し、そのタイミングも数秒置いて、ゆっくりとお願いをしたいと思います。

通告第1号、議席番号8番、左京憲昌君の質問を許可します。左京憲昌君。

○8番 質問に先立ちまして、さきにご逝去されました西森久雄さんのご家族、ご親族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。また、心よりご冥福をお祈りいたします。

議長に許可を頂きましたので、今から事項としては4事項について質問をさせていただきます。

まず1個目ですが、大崎橋、これの建設ルートというのは公表されているとかいうような状況にはないと思うんですが、地元の説明会の結果、地元の住民の意見は十分に反映されてこういうルートになっておるんだというものを公開、公表していただきたいなということと、2点目は想定される今後の計画、スケジュール案ですね、そういうところを担当課長さんにお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 左京議員の大崎橋に関しましてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、測量調査等を進めておりまして、12月中旬に関係区長さんをはじめ地域の方に、今計画しております概略ルートの説明を行うように予定をしております。その後、承認いただければ本測量に移り、断面図等を作成し公表したいと考えております。

今後の計画でございますが、来年度、橋梁の詳細設計等を行いまして、令和5年度、工事に着手できればと考えております。工事着手後もまだ数年ほどかかると思われまので、来年度、現在の大崎橋補修工事を行い、機能の維持を図りつつ事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 前から指摘をさせていただいておるところなんですが、住民、関係者に説明するタイミングというのはどうも後手後手となっていると思うんですが、これ、かなり時間も食ってきました。この後、住民に説明したとき、納得が得られないというようなことはないんですね。そこら辺りを踏まえて報道をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 執行部、答弁。

○片岡産業建設課長 今までも何回か地元の方に説明等も行いまして、ある程度橋の位置、

その点、了解いただいておりますので、今回、ある程度のルートの説明でご納得いただけるものかと思っております。

○議長 それでは、左京憲昌君の2点目、大崎診療所の件について質問をお願いします。

○8番 2点目ですが、大崎診療所の赤字について、先般の7月の臨時議会で、財産の取得審議の中だったと思うんですが、大崎診療所は毎年7,000万円の赤字という発言があったわけですが、議会だよりもそういうことが掲載されまして、ところが多く町の民から、どんなになってそんな数字が出てくるのやという質問がありますが、ここのところについては決算の姿が見えないと、予算書だけ見ても分からないような部分もあろうかと思うんですが、ここら辺りの詳細を町民が分かるように、幾らぐらいの赤字になっておるのかということをご説明いただけたらと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 左京憲昌議員のご質問にお答えします。

大崎診療所はご存じのとおり特別会計で運営しております。赤字運営が続いておりますが、会計上は一般会計からの繰入金等によって黒字決算にさせていただいております。よって、この繰入金等の額がいわゆる赤字分となります。

一般会計からの繰入金は、現在中身を4つに分けさせていただいています。1つ目は起債償還分です。取り壊しました過去の大崎診療所建設に係る分となります。2つ目は施設整備分です。現在の建替工事中に係る分となります。3つ目は診療費用分です。この分が基本的な赤字補填分となります。4つ目が交付税算入分です。地方交付税で算定された相当額分です。

一般会計からの繰入金に係る大崎診療所建設分、施設整備分を除く直接的な赤字は診療費用分と交付税算入分と考えており、実質繰入額は2,800万円から4,000万円の間で推移しております。

一般会計からの繰入金と申しましたが、これ以外にも県費の電源立地地域対策交付金を直診会計に入れていただいております。過去5年間では約1,200万円から1,500万円の間で推移しております。この分を加えますと、約4,000万円から5,500万円の間で推移しております。

これ以外にも国保の特別調整交付金があります。へき地直営診療所の運営費が多額であることについて交付金を受けています。過去5年間では約1,500万円から1,600万円の間で推移しております。この分を加えますと、5,600万円から7,200万円の間で推移しております。

す。

ここで少し補足説明をさせていただきたいと思います。令和元年度決算についてですが、一般会計からの繰入金、施設等整備分には大崎診療所建替工事に係る工事費分のみ計上しており、設計監理委託料2,200万円が含まれておらず、診療費用分に含まれております。よって、この年の決算書における一般会計からの繰入金としての診療費用分は、交付税算入分と電源立地地域対策交付金を合計しますと、7,223万6,000円となっております。これらの内容についてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 再質問はございますか。

それでは、ないようでしたら、3番目の地球温暖化対策についての質問をお願いします。

○8番 地球温暖化対策、これは政府の方針も出ていまして、世界的に野放しにできる状態ではないと思うんですが、人類の生存が継続できるか否かの瀬戸際というような状態だと思います。

仁淀川町では何もしなくても、このような他力本願で済む問題ではないと考えるわけですが、いち早く行動策を打ち出して先進事例になるべく考える。今後のタイムスケジュールをお聞きしたい。

それで提案としては、②に書いてありますが、仁淀川町は非常に坂の厳しい、また雨の多い、そういう地区でございまして、小水力発電には最適じゃないだろうか、検討してみてはいかがですか。

それから、③に書いておりますのは木の実、これはオオアブラギリと我々の研究会では言ってきたんですが、シナアブラギリ、この実には約40%の油分があるということが言われています。戦前、戦中に町内でも植樹をされ、木も残っています。それを基に日本各地、静岡ぐらいまでですが、会員が散らばっておりまして、植付けもしまして、いろいろ実験を我々もしてきたわけですが、この種は虫が食べない、動物が食べない。というのは、人間が食べればどうなるかといったら、下痢をします。下剤になるぐらいあれしますので、動物が食べないので、落下したものを拾い集めればよいというような形で、バイオマスの燃料の原料になるというふうな実でございます。

そういうことで、これは皆さんご存じと思いますが、引地の花桃の中に、今、葉が黄色くなって落ちている木が四、五本残っていると思いますが、あれは三本課長存命中に相談しまして、あそこにそういうものを植えてみたらええねということで私がお手伝いをして

植えた木でございまして、あれに結構実がなっています。そういうことで、そういうものをいち早く、やっぱり先進地じゃないと何も人が興味を持ってくれる形にはならないと思うんです。

この間、ちょっとテレビで見えていましたら、西栗倉村、あそこは間伐材で庁舎を造りましたと、すごい立派なものが出ていましたが、仁淀川町もこういうもので、今、町内至るところでというまではいかんかもわかりませんが、山も全伐しているところがあるようです。そういうところに、足で土を蹴飛ばして、そこへ種をはめておきさえすれば植林になるというような、発芽もいいし、育つのにも、虫にもやられんような木でございます。

そういうものを作って、種子を集めて、またこれもテレビの受け売りの話ですが、生ごみからバイオマスの燃料が作れるよということで、何か1,700度ぐらいの温度をかけるそうですが、それはもちろん酸素供給をシャットアウトしたような形でやっているんだろうと素人考えに思いますが、それでも生ごみ、そういうものが燃料になるということであれば、広い意味だったら高吾北のごみの焼却場だって、そういう形にも考えられるんじゃないかなということで、ぜひこの種子の取組をすれば、これは自分の体力に合った量を山から拾い集めて、集めるということができると思いますが、そこら辺りもぜひ、佐川で実施をした、川崎とはパイプがあるようですから、そういうところもぜひ取組をしてみたらどうかと思っていますが、町長の今後のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 左京議員の地球温暖化対策の質問にお答えさせていただきます。

気候変動による温暖化は地球規模の課題であり、政府は2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）を宣言しています。地球温暖化を防ぐためには、大気中への二酸化炭素の放出を減らし、さらに、大気中から二酸化炭素を取り除くことに取り組む必要があります。

森林資源を多く持つ仁淀川町がカーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加え、「伐って、使って、植える」という資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することが有効であると考えます。

また、ごみの減量化と分別による再資源化は温室効果ガス削減に効果があるため、家庭からできる温暖化対策と言えます。今後、より一層、買う量や使う量を減らし、リサイクルの取組について協力をお願いしていきたいと考えております。

次に、仁淀川町は急峻で降雨に恵まれ、小水力発電に最適ではないか、検討してはどう

かの質問にお答えさせていただきます。

小水力発電とは、多くの場合、発電の出力が1,000キロワット以下のものを小水力発電と呼んでいます。この発電方法は水のエネルギーを利用して発電を行うため、エネルギー資源が少ない日本にとっては有効な発電方法とされています。近くの川や水路など、身近な場所で発電することができ、発電時には二酸化炭素がほとんど発生しないクリーンな再生可能エネルギーと言われています。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入が期待されます。

平成21年度から22年度に、高知県公営企業局が地域におけるエネルギー地産地消による資金の地域内循環や地域ブランド向上、地域の自給力などを高めることを目的として、高知県「緑の分権改革」推進事業により、太陽光発電、小水力発電など、県内全域での賦存量、理論上の存在量ということですが、それと利用可能量等の調査を行っており、町内では中津川の上屋敷付近、そして土居川の池川大渡付近、そして長者川の長者地区付近でそれぞれ現地調査を行い、3か所とも小水力発電の可能性に対して適していないとの結果が出ています。

仁淀川町では、平成23年に高知小水力利用推進協議会へ入会し、小水力発電施設の可能性の調査に協力しています。平成24年度に池川地区の安居川支流と土居川支流、平成29年度には上名野川地区の中津川において、小水力発電の可能性を探るための調査が高知小水力利用推進協議会により実施されております。

平成29年度には仁淀川町再生可能エネルギー利活用事業補助金の制度を創設して、同年10月には、によどがわ小水力発電推進協議会が発足され、これまでに県公営企業局の補助制度を活用して、仁淀地区の徳光谷川における小水力発電事業の可能性を調査するため、現地測量を実施しております。しかしながら、推進協議会の構成メンバーである事業者が諸事情により令和3年3月に事業継続を断念しております。

また、下名野川地区の中津川において、東京の電力会社が中津川での小水力発電の可能性を調査するための事前調査を試みることと、令和3年4月に電力会社による地元説明会が開催されました。

小水力発電施設の建設費は、立地条件によりますが、100キロワットの発電施設で約2億円が必要と言われており、事業実施に向けては、河川法による水利権や森林法、自然公園法等の法的手続きが煩雑で、相当な時間を費やすと言われております。

今後において、規制緩和や手続の簡素化が進み、発電施設整備費や維持管理費などに充

てる財源のめどがつけば、仁淀川町における小水力発電施設整備の可能性は高くなると考えます。いずれにしても、費用対効果を念頭に置きつつ、周辺環境に配慮し、地域の実情に合った整備が望ましいと考えます。

次に、シナアブラギリの栽培に関する質問にお答えさせていただきます。

シナアブラギリは、1990年以降、地球温暖化防止、持続型循環社会の構築に向け、アブラヤシと並びバイオディーゼル燃料の原料として注目を集め、本町でも平成20年頃、間伐後の複層林下層木、皆伐後の専用林、耕作放棄地に植栽をすることにより、林業者等の副収入につながればとの思いで推奨した経緯もありました。

現在作成しております仁淀川町林業総合戦略において、ゾーニングを実施し、経済林として人工林の循環利用を進める山林と、経済林としては難しく、今後は環境保全林として進めていく山林とに目標林型を定めているところであります。その中で環境保全林として進めていく山林は広葉樹林化や針広混交林化へと導く計画となっていくと考えております。皆伐や強度間伐を進め、広葉樹林化、針広混交林化へと目指していく中で、1つの選択肢としてシナアブラギリの植栽、利用についても、外来種問題等を考慮しながら検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。左京憲昌君。

○8番 今、高知県で多分指定になっているんだと思うんですが、植林として補助対象になるのも、杉、ヒノキだけという形じゃないかと思うので、そこら辺りについても樹種にアブラギリを加えていただけるように、ぜひ働きかけをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 町長、答弁。

○町長 左京議員の再質問にお答えします。

まず、引地橋の公園にも植栽されているということでございましたが、シナアブラギリのことを町民はあまり知らないのではないかと思いますので、まず周知することから始めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 それでは、4点目の公用車についての質問をお願いします。

○8番 公用車については、現在の町長の公用車、これは結構高額な車両と見受けられますが、更新時には町民感覚に合った車両を採用するつもりなのか、町長の所見をお伺いし

たいと思います。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 左京議員の公用車についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在の町長車は、平成22年2月に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して購入しております。11年が経過し、走行距離は12万8,000kmでございます。

現在のところ、メンテナンスとか修理が頻繁に発生するような状況ではなく、車両の状況が悪くなるまでは乗り続けたいと考えております。

また、次回更新する際には地球環境に配慮したハイブリッド等で安全面を考慮したワンボックスタイプの車両の購入を検討し、私が使用しないときには職員が出張等で利用できるように用途を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 以上で左京憲昌君の質問を終了いたします。

通告第2号、議席番号2番、西森常晴君の質問を許可します。西森常晴君。

○2番 西森久雄君が亡くなったのは10月26日でした。19日前の10月7日に、時間は11時22分ですが、久雄さんから私の家に電話がありました。今から考えると、その1分4秒が私への最後のお別れの言葉であったんだと、今、気がつきました。謹んでご哀悼申し上げます。

12月議会は、議員の発言、提案が来年度予算に反映する大事な議会だと私は認識しております。最近のマスコミ報道はコロナ旋風で、大地震への警戒はかき消されたように感じられますが、寺田寅彦が言ったと言われる「天災は忘れた頃にやってくる」の格言にあるように、備えは十分にしていく必要があると考えます。

そこで、1946年に起きた昭和南海大地震、震度4、またそれ以上の地震が発生した場合、本町で十分に予測できることは土砂崩れによるライフラインであります。もっと悪く言えば、大渡ダム上流が崩壊し、茶霧湖が埋まり、かつて奈良県の十津川村で起きたような山津波も発生するかもしれません。

大災害が起きるときに真っ先に頼れるのは、資材、機械、そして、それを操作するマンパワーを備えた近くの地元の土木業者です。近年、インフラ整備に対する国家予算が減少し、その中で土木業者の経営は右肩下がりであります。現に、町の年間予算5,000万弱のごみ収集の委託に、多くの業者が入札に参加をしていることは、それを物語っています。

発注者の町は、旧吾川11、旧仁淀6、旧池川4にある計20社。今まで以上にコミュニ

ケーションを図り、災害復旧のためのネットワークづくりを完璧にしていく必要があると考えますが、できているでしょうか。

次に、災害時に、災害後に、高齢化が進んだ本町で町職員にかかる負担は大です。町民ニーズに応える準備はできているでしょうか。

3点目は、地震とは離れますが、これまで数回苦言を呈してまいりました終末医療への取組について、現況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 西森議員の「大地震への対応は十分か」の質問にお答えさせていただきます。

大地震への対応としまして、危険家屋の除去、住宅や家具転倒防止、ブロック塀除去といった耐震への助成や、国、県の補助金を活用した避難所資機材整備等を行っております。

また、地域での避難所運営マニュアル作成にも関わり、自助、共助を育成するための取組も行っており、町内30地域での作成が終了しております。今後におきましても、町民の防災意識の向上に努める所存でございます。

次に、地震の際には役場だけではなく、民間の力を借りて難局を乗り切ることが大切であると考えます。その中で、ご質問にもある地元土木業者との協力体制については、町建設業協会等と災害時応援協定を締結しており、大規模な地震、風水害時における障害物の撤去及び応急復旧支援が期待でき、さらに、消防団協力事業所制度により、町内14の事業所から資機材等を消防団に提供する協定を結んでおります。

今後も町民、業者等と連携しながら、大地震への対応について継続して取り組んでいきたいと考えております。

次に、「災害時には町職員にかかる負担は大。十分か。訓練はできているのか」のご質問にお答えさせていただきます。

災害時には、町職員にかかる負担は私も大きいと考えております。近年、地球温暖化の影響により、日本各地で予想を超える暴風雨が発生しております。幸いにも、本町では近年、人命に関わるような災害は発生しておりませんが、台風、大雨等の影響が懸念される場合には、役場等で待機する職員をローテーション化するとともに、南海トラフ等の地震の際には総力を挙げての対応となるわけですので、その際にも、職員等の健康やメンタルヘルス面も考慮した役割分担、配置を行い、負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

また、近年においては、11月の第1週の日曜日に仁淀川町防災訓練を、高吾北消防署の

ご協力を得て、町職員、消防団、自主防災組織、女性防火クラブ、アマチュア無線クラブ等が連携し、医療救護所運営訓練や心肺蘇生法訓練、倒壊家屋や土砂災害救出訓練、炊き出し訓練を実施していましたが、令和元年11月3日に行って以来、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2か年中止となっております。コロナの状況が落ち着きましたら、防災訓練を再開したいと考えております。

続きまして、終末医療への取組状況についてお答えいたします。

高齢化と人口減少により、高齢者のみの世帯が増え、家族介護力不足、介護サービス不足等により、入院の長期化や施設入所にならざるを得ない状況が続いています。

現在、外来での診療が難しく、在宅での看護が必要な方へは、町内、近隣の医師による訪問医療が行われています。加えて、医師の指示による訪問看護が入ることで、医療的管理、生活支援、そして家族支援が行われ、在宅で住み続けることが可能になっています。

終末医療に取り組むためには、訪問診療の継続と24時間対応できる訪問看護体制は必要不可欠だと考えます。中山間地域での医療体制の維持のために、人材、経済的支援など、国、県へも要望しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。西森常晴君。

○2番 2回目に行きます。

私はここで視点を変えて、町外から通う職員問題について議論を深めたいと思います。

この件については、同僚の藤崎源彦議員がさきの9月議会で、町外から男20、女性19、計39人、町外から通っている。幹部は単身赴任してでも住所を持ってくるべきと発言をしております。2012年の6月議会では、岡田良成議員が町内に定住してくれる若者を採用すべきと発言をしています。遡って、2015年には若藤敏久議員が、町外職員は30人、家族を含めると約120人、有事の際、ライフラインは守れないと発言をしております。

2007年は合併して2年後でした。9月議会に、ここに同席している若藤議員、岡田議員、そして私と、その当時の野村議員、議員全員で町外から通勤する職員に対する決議を行っております。決議文は、「仁淀川町は町外からの通勤が増える傾向にある。町外からの通勤となると、住民に理解を得られず、また、非常時の対応に支障を来すことが考えられる。以上のことから、我々仁淀川町議会は職員のモラルに期待し、町内に住所を置き、町発展のために尽力するよう強く要望する。以上」。

合併して16年がたちました。合併前には、旧吾川村を除く旧仁淀村、旧池川町、2町村

には、皆無とは言えませんが、特別な事情を除き、町外から通う職員はいませんでした。それが合併して、たがが外れたというのは言い過ぎでしょうか。

町外から通う職員が増えました。だが、その中にあって、合併後、仁淀川町内に家建て、高知市内に進学した子供を毎日佐川まで送り迎えしている職員を見ます。その1人目の子供は、今高校を出て、県外の大学へ進学しました。引き続いて、2人目の子供が市内の高校へ通っています。3番目の子がもし市内の高校を選べれば、その親は、職員は、10年にわたって佐川の往復をしなければなりません。

憲法22条には何人も居住の自由がうたわれています。当時、吾川村長の答弁は憲法22条でした。何人も居住の選択の自由がうたわれています。

1日は24時間です。これに1週間、7を乗じると、7を掛けると168時間になります。職員の勤務時間は週40時間です。168を分母に、40を分子にすると、町外から通う職員は町内には4分の1日しかおらないという計算になります。

2013年10月の県消防操法大会で、ポンプ車操法の部で森分団が優勝しました。小型ポンプの操法、某分団は3位でした。2013年の議会だより12月号に消防団員が写っています。3位になった某分団員5名中の3名は町外でした。

少子高齢化が進んだ今の町にとって、町民の、職員の若いパワーは頼みの綱です。大地震の備えは最悪を想定して準備をしていないと大変なことになります。想定外で済ませてはいけません。いま1度お聞きします。十分な準備ができているでしょうか。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、古味町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の再質問にお答えいたします。

確かに憲法22条で保障されているとはいえ、家庭の諸事情で町外から通っている職員というのがおります。しかしながら、健康の問題であったりとか、いろんな問題を抱えて転出している方もおります。それ以外の方には、引き続きこちらに住んでいただけるように、また帰ってきてもらえるように指導、お願いをしていきたいと考えております。

また台風や大雪、そういったことが想定される場合には、仁淀川町内に実家がある場合には実家に泊まっていただくなど、備えを今後もお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 再々質問はございますか。西森常晴君。

○2番 3回目に入ります。

午前中の町長の行政報告の中で、大崎診療所の橋元所長が退職されとの報告がありま

した。自治医科大に帰り、医学の道を極めること、引き止めるわけにはいきませんが、大変に残念なことです。

さて、新たに西村病院が2つ目の診療所になることにより、将来、町への財政負担が危惧されています。私はこれも視点を変えて、医師が複数になって、また、可能ならばもう1名医師を増やすなどを考え、いつでも往診可能な体制、家庭で最期を迎える究極の住んでよかったまちとなるとと思いますが、実践されるお考えはないでしょうか。担当課長の意気込みをお尋ねしたいと思います。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 西森議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに橋元先生が仁淀川町を離れることは大変残念に思います。大崎診療所はへき地医療協議会に加入しており、4月からは新しい医師が赴任されることになっております。来年度からは西村医院が仁淀診療所となり、この2つの柱が吾川地区、仁淀地区の大きな医療の要になっていくと思います。

西森議員の質問にもありましたが、この2つの診療所が、入院がなくなり、今、医師が1名体制の状態であります。医師の確保はこれからも県に要望していくことになっておりますが、へき地医療協議会としても医師の確保が年々難しくなっており、大崎診療所、橋元医師、西村医院、西村先生、この2人は総合職、内科医ですけど、何でも診られる医師だと思っています。今の若い先生方は自治医大を離れると、専門医になりたいという、そういう研修のほうへまた行きたいと聞いております。

なかなか2診体制にするのは難しいと思いますが、高知西バイパスが、いの町波川まで延伸しました。高知医療センター、高知医科大学附属病院も、私たちの仁淀川町には大変近くなっていると思います。こういった利点を見て、研修医が仁淀川町へ来られるようにお願いしたいと思います。

また、医師のスタッフにも限りがあります。住み慣れた町で自分らしく暮らし続けるために、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし、自分の希望に沿った最期を迎えられるようにするためには、一人一人が人生の最終段階に受けたい医療、ケア、介護、みとりについて考えておくことが重要となります。仁淀川町でも、医療、福祉、介護の包括的なシステムをつくり、在宅介護、在宅医療に取り組んでいます。

仁淀川町包括支援センターでは、自分自身が人生の最終段階をどこでどのように過ごしたいかを考え、家族など周囲の人と話し合うことの重要性などをまとめたリーフレットを

作成し、普及活動に取り組んでいます。包括支援センターが推奨している心積もりノートというのがあります。

高齢化に伴い、仁淀川町では、以前申しましたが、老老介護があります。老いた家族が老いた方を介護する。そうすると、やっぱりそれが負担になって、入院したり施設に入ったりする機会が多くなります。なるべくそういう機会を少なくするためには、町外には訪問医療があります。そこへは毎年予算で、訪問する補助金、支援を行って、24時間体制の訪問活動を行ってもらうように支援しています。

先ほども申しましたが、かかりつけ医がとても重要だと思います。しかし、ただ受けるだけではなく、それを受ける方、家族の方、本人、ご家族の方、そして身内の方が、その方が最期までどうやって自分らしく生き続けるため、生きていただくためということも大切なことだと思っています。

長い人生を歩み、私もまだ両親がいますが、いつか両親をみとり、自分もいつかはと考える時期になったとき、どのような状態で最期を迎えるのか、寝たきりで人工呼吸器につないだりしないしてほしいとか、とことんできるだけ延命治療をしてほしいとか、そういった自分自身の最期になるとき、最期を迎えるとき、家族に知らせておく必要もあるのではないかと思います。

これからも仁淀川町は医師の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 2問目、西森常晴君。

○2番 1問目の「町長公約「住んでよかった」と思えるまちづくり実現のための具体的な施策を聞く」から、2問目の地球温暖化について質問をしたいと思います。

左京議員の答弁と重複しても結構。町でできること、そしてやろうとしていることをお聞かせください。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の質問にお答えさせていただきます。

地球温暖化対策についてなんですが、まず、みどり戦略への対応ですが、農林水産省から2021年3月に発表されたみどりの食料システム戦略とは、食料、農林水産業の生産性向上と持続性の両立を新技術の発明や新しいアイデアで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針とされています。

農林水産業全体の生産力を持続可能性と矛盾することなく高めていくことを目標とし、

10年ごとの達成目標が設定され、最終的には、2050年までに目指す姿が具体的に示されており、30年後の農林水産業の方向性を見据えた長期的かつ大胆な戦略となっております。

そのうち、農業に関する項目での目標設定につきましては、主に次の4つがございます。

まず第1に、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用し、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムを生む農業のCO₂ゼロエミッション化の実現、第2に、低リスク農薬への転換を図り、総合的な病害虫管理体系の確立、普及に加え、従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量を50%低減、第3に、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、第4に、国際的な有機農業の基準で耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大するというものです。

この戦略の狙いは、環境保全のほか、農産物輸出の拡大もあり、EUの「農場から食卓まで戦略」など、有機栽培が進む世界各国に足並みをそろえつつ、世界でも戦えるような国際基準の輸出農産物を作ることであり、有機農産物を軸に据え、環境保全と矛盾することなく農業経済を活性化させようという構想があります。

欧米では、脱炭素や食料安全保障の確立に向け、環境配慮型農業への大型支援策を打ち出しており、農林水産省においては、化学肥料や農薬を使わない有機農業への転換を促すため、担い手に補助金を出す新たな制度や、新法の制定等も検討されております。

今後は仁淀川町においても、みどりの食料システム戦略に沿った環境配慮型農業振興策について、町内担い手農家、国、県、JA等関係機関とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。西森常晴君。

○2番 2問目の2回目に入ります。

地球上では主に植物由来の炭素が腐敗し、精製と分解を伴いながら、何百年、何千年にもわたって土壌に保存されてきました。それが近代化の中で損傷が進んできました。この有機物、腐敗の量を増やすことができれば、大気中のCO₂を下げることができます。

今の町長の答弁のとおり、5月12日、農林水産省はみどりの食料システム戦略という、日本の農業30年先を見据えた長期的なビジョンを正式決定しました。有機農業を全農地の25%、100万haに拡大、化学農薬の使用量を半減、化学肥料を30%削減であります。

流れが、今まで山から東京へ、都会への流れが、今変わろうとしています。2017年のデータでは、有機農業の耕地面積は2万3,500haです。耕地面積は0.5%でした。これをこ

の30年間で約50倍にするという構想です。莫大な予算が山に向いています。アンテナを張っていれば、この予算を獲得できます。県は既に、県内事業者にSDGsを意識した取組促進を促しています。

有機農業推進法が成立したのは15年前でした。私はかつて大豊、本山、土佐町、大川村、いの町、6町村で439有機協議会、439号線、439有機協議会に参加し活動してきたときがありました。そのときの仁淀川町の窓口は今の竹本副町長でした。担当が替わって、当時の439の会長、そして今は亡き有機の実践農家、山下一穂さんが来庁され、町執行部に有機農業の推進に協力をしましたが、仁淀川町は受け入れてくれませんでした。「わが胸の燃ゆる思いにくらぶれば煙はうすし桜島山」、これは当時の幕末の志士、平野国臣が鹿児島へ行って決起を促したときに返事が悪かった。「わが胸の燃ゆる思いにくらぶれば煙はうすし桜島」の当時の私の感でありました。

時代が変わりました。決して日本が目覚めたわけではありません。世界の、世界中から、CO₂をたくさん発生する仁淀川町は、不名誉にも化石賞をもらっています。その中で本当にやむにやまれずの出発点です。

島根県の旧柿木村、現在の吉賀町、有機のまちは、当時の課長、福原さんがリーダーとなってまちをおこしました。この福原さんを仁淀川町に求めることは不可能でしょうか。副町長、できればご答弁をお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、竹本副町長、答弁。

○副町長 西森常晴議員の再質問にお答えいたします。

先ほど西森議員からもありましたように、合併した頃でしたから、約十四、五年前になるかと思います。仁淀川町でも有機の野菜作りを推奨した時期がございまして、ちょうどそのとき私が窓口をさせていただきまして、西森常晴さんをはじめ数名の農家の方が熱心に取り組んでいただきました。

ただ、なかなか有機農法、少し、病虫害対策等、手間のかかるような部分もございまして、最終的には十分に定着をしなかったというような結果になってしまいましたけれども、そういった熱心な方もおられましたので、今回のみどりの戦略、農水省の事業に私たちもアンテナを立てて、こういったことを使いながら、そういった新たなSDGsの中での農業というものを考えていかなければならないと思います。

環境にも非常によくて、それから付加価値もつくと、さらに私たちの体にもいいということになれば、非常に農作物としては推奨できるものだと思いますので、今後、町内のそ

ういった農業者の方といろいろ話をしながら、この戦略に乗れるようであれば、ぜひ検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長 再々質問、西森常晴君。

○２番 ２問目の再々質問をさせていただきます。

人類の経済活動が地球環境を破壊する「人新世」の時代に突入しました。これはコロナ禍よりも深刻です。

昨年４月、英国出身のＣ．Ｗ．ニコルさんが亡くなりました。８０歳です。１９８６年、３５年前から、長野県黒姫に荒れ果てた森を自ら買取り、森づくりを始め、現在、アフンの森は生態系がよみがえりつつあります。様々な動植物が森に帰っています。

豊かな森は人の心も豊かにし、豊かな心を育みます。ニコルさんの活動が目に見えてきました。このモデルで中津川水系の山々、左京議員の山もあります、含めて、第２のアフンの森をつくろうではありませんか。先ほど途中まで町長が答弁されましたが、続きをお願いしたいと思います。

最後に、議員の皆様、お世話になりました。執行部の皆様、お世話になりました。７期２７年間、議員を務めさせていただきました。最後の一般質問です。

谷脇課長、非常に前向きな、今、一昨日５１回目の金婚式を迎えました夫婦が語ることは、「あんたが先に死にや」です。できれば周りの山を見ながら自分の家で終末を迎えたいと思います。執行部の皆さんに期待して終わります。ありがとうございました。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 西森常晴議員の中津公園線の積極的間伐と第２のアフンの森づくりについてお答えさせていただきます。

中津公園線沿いの森林につきましては、中津溪谷県立自然公園という観光資源の中にありながら、間伐の進んでいない箇所が多く、木材生産林としての機能を失うばかりでなく、観光地における景観形成のための森林整備の必要性が増しております。

町としても、今後は観光を軸とした地域経済の体制を整備することにより、町内観光業の稼ぐ力を高め、雇用や移住に結びつける必要があり、本町の強みである豊かな森林資源を生かした観光地の魅力向上が不可欠であり、そのためには、地域の景観に合わせた間伐の実施、地域の特性、ニーズに合わせた間伐、除伐、竹林整備等が不可欠であると考えております。

そのためには、荒れ放題だった森の間伐を行い、森が本来持つ力、多様な恵みを最大限

に引き出し、様々な生き物たちが暮らせる森づくりを实践したアフアの森などの先進事例を参考にし、県、町、林業関係者、地域住民が一体となって自然環境に順応した森本来の自然推移を見極め、いかに合理的に森林管理をするのか、管理技術などを研究し、仁淀川町林業総合戦略に反映させ、実践していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 以上で西森常晴君の質問を終了いたします。

暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第3号、議席番号4番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○4番 マスクしとったらしゃべりにくいんで、外させてもろうて発言させてもらいます。

議長の許可を頂きましたので、通告第3号、議席番号4番、片岡智準、質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目は、70歳以上に対する一律3万円の支給についてということで1点目の質問をします。

政府は18歳以下の子供に対する一律現金5万円と、原因は分からんのですけど5万円のクーポン券の支給を検討されています。仁淀川町やったら考えられない、1,000億円も使うクーポン券をわざわざ作らないかんのかというたら大反論が出るとは思いますけど、そういうことで現在推移しております。

本町においては、さらに70歳以上の高齢者に対して一律3万円の支給を検討してはどうかというのが今回の趣旨です。その理由は、本町の過疎が進み、地域の至るところに耕作放棄地やその周辺の草が生い茂り、荒廃が進み、野生動物が増殖していると想像しながら町内を車で走りますと、感じたことは、意外と畑や集落の周辺は草が刈り取られ、整然とした集落が維持されていました。考えますと、残された数少ない高齢者が協力をし合い、荒廃を防いでいるんです。

当然、公共の場所については町が委託等により対応していますが、地権者不在の傾斜地等には地域の協力以外に手だてがなく、荒廃防止に取り組む高齢者に対して、この機会に一律3万円を日頃の謝意を含めて支給することの検討を、ぜひこの機会に町長にさせていただきたいなということで、1点目の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の、70歳以上に一律3万円支給についてのご質問にお答えさせていただきます。

過疎、高齢化により、地区の草刈り等に支障を来している集落もあり、集落機能の低下が懸念されておりますが、シルバー人材センターの活用や定年退職によりリタイアされた方などによって、集落の保全がなされております。

議員ご提案の70歳以上に一律3万円支給については、18歳以下への給付とは趣旨が異なり、一律での支給には多々問題があると思われまますので、地区への補助とか実施された方への報酬など、今後制度を検討し、対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 今、町長は、一律支給については問題もあろうかということですが、どういう問題かは、にわかに私の頭の中では判断できかねます。

しかし、一律にやらなければ、寝たきりあるいはそういったもので参加してない者にはないのかということなんですけども、政府が検討されております18歳以下の子供に対する一律支給、それとどれだけの違いがあるかは分かりません。しかし、仁淀川町は子供さんに対して一律、例えば保育園に対しては無償、小学校に対してもかなり無償、それで高齢者、70歳以上か65歳か、ちょっと年齢は忘れましたが、タクシーチケットの配布。近隣町村でこれのそれぞれの対応をされている町村はございません。非常に仁淀川町は、町民に対し、子育て世代に対し、あるいは高齢者に対しても手厚い対応をしております。実にすばらしい町なんです。タクシーチケットに便乗するわけではないですけども、その理由なんかは、私は詳細は知りませんが、いわゆるそういう理論の下に3万円を支給することも可能じゃないかと。

といいますのは、やはり野山が荒廃し、春先になって、1週間たったら草が生えております。これが1年ほったらかすと、とんでもない量が生えており、その草の上あるいは木の上に葛のかずらが生い茂り、完全なやぶという状態になっています。しかし、それも高齢者が、このままではいかんにやあというような話が1人から出たら、「よし、ほんなら刈ろうか」ということで、毎日が休みですので、健康管理を兼ねて、フレイルをやるよりは草刈りに行って運動すれば、青空の下で気持ちええにやあと。日頃、疎遠の人とでも話をし、コミュニケーションの場もつくられています。そして話題も豊富になります。そし

て近隣で起きた、あるいはちょっと遠方で起きた話なんかでも話題として上がり、休み、休憩の時間にはそういう話で話も弾んでおります。

健康管理、健康管理というようなことをフレイルで言うておりますが、しかし、日頃、ちょっとしたそういった草刈り活動の中でも十分フレイルになるような活動をされておるわけです。そういうものに、少し考えを変えて対応すれば、元気でいつまでも長生きし、という高齢者が多くなるわけです。そうすれば、早い時期から病院へ行って、薬もろうて、家の中で薬だけ飲んでテレビを見ている人と、そして、外に出て草刈りをし、活動されている同じ年齢の方では雲泥の差が出るんじゃないかなというふうに思います。

やはりそれには、町民の方と久しぶりに会い、草刈りのときには久しぶりではないかもわかりませんが、夏場になったら1か月で、もう刈らんと、ひどい状態になります。だから、春先から夏にかけては頻繁に会うと思いますけども、やはり高齢になってきたら、日々みんなの生活が変わっております。「あれ、昨日まで元気やったのに、あのおんちゃん、どうしたか」と言ったら、「ありゃ、死んだぞ」って、こんな話なんです。だから、これが高齢者の実態なんです。

そういったことをつぶさに見ておれば、この一律3万円、どんな手だての内容でも段取りがつくのではなかろうかと私は思うております。確かに本町だけが出すとなれば、また語弊が周辺からあるかもわかりませんが、そういったことを他の町がまねしないうちに仁淀川町がやれば、仁淀川町はそれをアピールし、移住者対策にもつながってくるのではないかなというような気もいたします。

だから、そういういいなと思うことを最近になって、越知だったか、佐川町だったか、タクシーチケットの話が出ております、今。もう今ではちょっと遅いわけで、そういうのをまず他の近隣町村に先駆けてやれる、予算的な面はちょっと、すぐにつくかどうかは分かりませんが、令和4年度の予算の中でもそういったものを組んでいただいて、70歳以上の方に一律支給するような手だてをいま一度、町長、お考えいただけませんか。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

子育て世代への経済的負担、そして子育て世代の保護者の収入の低さ、そういったことから、今までそういった18歳以下の子供を持つ保護者のところへ現金給付をした経緯がございます。

それと、荒廃防止に取り組む高齢者への支援となれば、やはり一律とはならないのではないかと考えます。しかし、今後の国の経済対策等、こういったメニューが出てくるかわかりません。そういったところも見極めながら考えていきたいと思っております。

それと、地域のお年寄りも頑張っておりますけれど、出身地区に帰って地区の草刈りをしている若者もたくさんおります。自分も生まれたところへ帰っていったら、年に二、三回は草刈りもしておるんですけど、荒廃防止に取り組む高齢者に限定しての謝礼ではなく、やはりそういった荒廃防止に取り組む方ということであれば、地区への補助などを制度化して検討して対応していきたいと思えます。

ただ、先ほども言いましたが、今後、国の経済対策の中でそのようなメニューが出てくれば、当然給付の方法も考えていきたいと思っております。

それと、タクシーチケットの件なんですけど、本町でも取り組んでおりまして、75歳以上の高齢者に対してタクシーチケットを発行しております。

以上でございます。

○議長 再々質問はございますか。2問目、行きますか。

2問目、片岡智準君。

○4番 国の対応を見てからということで、1問目の答弁でございますけども、可能な限り、一度ご検討、再考していただきたいなというふうに思います。

2問目もまた金の話で大変恐縮するんですけども、指定管理者への指定管理料の底上げについてと。底上げと申しますのは、最初に申しておきますのは、指定管理の場合は、社協などの場合は、いわゆる社協に言っても、実際の介護士さんなんかにお金があげれるという手だてがなく、したがって、そういう意味合いを兼ねて底上げという提案をさせておりますので、その点をちょっとご了解いただきたいなと思えます。

本町では、町行政に代行して、多くの指定管理者が業務を行っております。今回も4件ほどの指定管理の話が議案として上がっております。中でも、子育て世代を支援する保育士さんや、デイサービス等を実質担っている介護の職員の現場での苦労は計り知れないものがあり、指定管理料を底上げし、働いている方々の賃金の向上をさせてはどうかというのが内容の趣旨でございます。

しかし最初に、初めに申し上げたように、指定管理の場合、直接の場合もあれば間接的な場合もありまして、その方にすぐに渡るといえるのは体系的ないろんな手だても必要かと思ひまして、分からない部分はありますが、できる限り保育士さんあるいは介護士さんに

渡るようにご検討いただけないかということでございます。

以上で2点目の質問を、まず終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の質問にお答えさせていただきます。

まず保育士につきまして、町内4か所の保育所では、子ども子育て基本法にのっとり、保育士の処遇改善加算が行われており、町が支払っている委託料の中にその加算分が含まれています。

また、本町では独自に保育士等確保対策事業を行っており、正規、非正規を問わず、保育士として1日6時間以上及び月20日間以上勤務する者を対象に、保育士1人当たり1万円を交付しております。今後におきましては、さらにこの1万円に上乗せするのか、また別の施策等、情勢を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

また、本町のデイサービス事業は、仁淀川町社会福祉協議会並びにぬくもり介護センターおおのに指定管理を委託しております。指定管理料の支払いはなく、両法人の介護事業所は、利用者から自己負担としての実費の1割程度、残り9割を介護報酬として町へ請求して収入を得ております。

介護報酬とは一般企業の売上げに当たり、介護サービス事業所は基本的に国からの介護報酬が収入源となっております。サービス単価を介護事業所等が勝手に上げることができないため、岸田内閣が新たに介護職員の賃金アップを図る施策を指示したことを把握しておりますが、町としましては、介護職員の処遇改善を図るため、ヘルパーについては既に月額1万円の加算をしております。

令和4年度予算において、新たにヘルパー以外のケアマネ、デイサービス職員への新規加算を創設し、現場の苦労が報われるような施策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問はございますか。片岡智準君。

○4番 承知してない部分があるわけですが、そういったこともこういった機会で質問することによって、私たちも認識しますし、そういう意味合いもあります。でなければ、外見から見てたら、社協やあるいは国からの報酬だけで、その1万円の上乗せがされていること自体を私は承知してませんでしたし、そういうものをもらった、もらったいうてしゃべる保育士さんも介護士さんもおりませんので、しかし、こういった機会に知っていただくという意味合いでも今回の質問をしております。

この1万円がさらに2万円になったら、もっとええなというような気もいたします。と
いいすのは、年寄り、皆、整然と動いているときには何の問題もないんですよ。しかし、
介護士さん1人が特別に1人の者に対応すると、周囲の者が、やはり妬みや嫉妬とか、そ
ういったもんがあって、同時にみんなが話しかけてき、要求をされるわけです。

この傾向は子供に対しても同じです。つぶさにその状況を見ておったら、やはりそんな
印象を物すごく持ちます。そしたら、一対一のときの対応は確かに先生やら介護士さんも
別に、大変やなという印象を持ちませんけど、同時に来られたら、やはり大変やなという
印象を持ちます。子供さんがぐずつく場合も、1人で機嫌よう遊びゆうとき、一対一で声
をかけるのであれば問題はありませんけど、1人がぐずついて、1人の先生がその子供に
対して手厚い対応をすると、やはりみんなが、やっぱり妬みやらありまして、子供なりに
自分に構ってくれへんのやなというような印象を持たれるか、やはり同じようなぐずつき
をされたりしております。

そういう光景をつぶさに見ておると、やはり介護士さんらや保育士さんに対しても、や
はり手厚い、目に見えないご苦労やなというふうに思うて、1万円をそれぞれ支給されて
おるということでございますし、その金額がより少しでも、気のもので一気に1万上げる
んじゃないくて、2年でも3年でもちょっと増やしてやるような、もし可能であれば、そう
いうのをちょっとご検討いただいて、ちょっとでも日々の仕事に対するご苦労に謝意の意
味を持ってアップすると、そういうことをしていただけたらありがたいなというふうに思
います。確かに金の要る話ばかりをしておりますけども、そういうことを令和4年度の新
予算の中にでもまた組み入れていただけるような、そういったことをお願いいたしまして、
質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほども述べましたが、岸田内閣が新たに介護職とか保育士とか、そういったところの
賃金アップを明言しております。どのような形、どのような規模、どのような時期、そう
いったことはまだ全く分かっておりませんが、そういうことが判明しましたら、それに基
づいて、不足するところはまた町で見ていくというようなことで対処していきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

○議長 以上で片岡智準君の質問を終了いたします。

通告第4号、議席番号5番、大野弘君の質問を許可します。大野弘君。

○5番 通告第4号、議席番号5番、大野です。議長の許可を頂きましたので、2点ほど質問をさせていただきます。

その前に、西森久雄議員が亡くなられたことに対しまして、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目は福祉対策についてお伺いをします。本町の高齢化率は55%以上となり、今後ますます福祉対策に取り組まなければならない状況となっております。そこで、以下の点についてお伺いをします。

まず1つ目として、障害者に対する支援体制や取組状況について。2つ目として、難聴者に対し、防災無線の戸別受信機と同じ仕組みの伝達方法ができないか。この2点についてお伺いをいたします。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 大野議員の、障害者に対する支援体制や取組状況についてお答えさせていただきます。

本町の福祉対策として、高齢者も障害のある方も、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、その方の状況に応じた適切な支援を受けることができる体制づくりを進めております。

町では、地域共生社会の実現と地域包括支援を目指すことを目的とした共生型サービスという仕組みを導入したいと考えております。町内の介護事業所では、高齢者、障害者ともホームヘルプサービスを受けることはできていますが、共生型サービスを導入することにより、1つの介護事業所で高齢者も障害のある方もデイサービス、ショートステイといったサービスを受けられるようになります。

就労支援策としては、町内には障害のある方の就労場所が少なく、障害程度によっては町外の就労支援事業所に通われている方がいます。このような方の就労場所を町内で賄えるように、空いている店舗や住宅を探しており、就労の場の確保と支援に取り組んでおります。

また、障害のある方が農業分野で活躍することを通じ、生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携にも取り組んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、難聴者に対し防災無線の戸別受信機と同じ仕組みの伝達方法ができないのかの質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線による放送が聞き取りづらい家庭や希望者には戸別受信機を設置しておりますが、高齢者や難聴者の方のために、戸別受信機に附属できるディスプレイやタブレットの配布も検討しましたが、1台当たり11万から12万円と高額になることや操作が難しいことなどの問題もあり、導入には至っておりません。

今後の対策として、高知さんさんテレビが来年4月1日からデータ放送を利用した自治体広報情報提供サービスを開始いたします。このサービスに本町も参加し、防災行政無線の聞き取れない、聞き逃したという難点を文字放送でカバーするとともに、観光情報提供等でも積極的に活用し、最新の情報をいつでも迅速に発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問はございますか。大野弘君。

○5番 詳しい説明、ありがとうございました。

障害の状態によっては、24時間365日介護をしなければならない家族もあります。その家族の負担軽減、また障害のある方も、地域で他者との触れ合いや楽しみを持って、安心して生活できるよう、町としても積極的に支援体制や取組を行うべきと思うが、お伺いします。

そして2点目として、高齢になると耳の聞こえが悪くなり、電話や来訪者に気がつかない場合もあります。そういう方に対して、屋内信号装置購入事業補助金などもありますが、町の防災無線において戸別受信機を設置し情報を流していますが、難聴者の方は戸別受信機に気がつかないことも多くあります。この受信機に代わる仕組みづくりが大切だと思っております。早急に検討していただくよう、前向きな答弁をいま一度お願いを申し上げます。

○議長 ただいまの質問に対し、谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 大野議員の再質問にお答えします。

障害者の雇用に関しましては長年の懸案でありました。障害の程度によっては、確かに町外の越知町、佐川町に通われている方がいます。その方を何とか町内で働かせてあげたい、そういう場所をつくるためにも、町外の事業所になりますが、今、協力を得て、家探しを行っております。

その家族に対する、いろいろ理解を深めてもらわないといけないので、月1回は障害者の方の参加を頂いて、デイケアというのを行っています。またそのデイケアも、スタッフの数にもよりますが、そうやってまた増やせるように、月何回か、もう少し増やせるよう

に取り組んでいきたいと思っています。

先ほども申しました就労の場合は、障害者だけではなく、今のところ障害者手帳を持っている方を考えていますが、障害者手帳を持っていない高次脳機能障害、または家に引き籠もってなかなか外に出られない方もいます。そういった方も外に出ていただいて、社会参加に参画していただきたいと、今すぐにはちょっとまだ、今、障害者の雇用を場を確保するのがまず、それに取り組んでいる最中というところですので、徐々に拡大していきたいと思っております。

それと難聴者の方に対しましては、戸別受信機のほうはちょっと私は分かりませんが、訪問したとき、確かに私たちとか民生委員さんとか社協の方も、まず玄関で声かけします。こんにちとはとか、いらっしゃいますかととか、なかなか難聴者の方には本当、その声かけも聞こえないので、もし玄関が開いていれば、勝手に玄関を開けて、ちょっと踏み込んで声かけしたりもしています。でも、それでも聞こえない場合があります。そういう方に対しては、呼び鈴みたいなボタンを押すと、中で回転灯、ランプがつくような、そういう仕組みもありますので、そういう仕組みを支援していくように取り組んでいきたいと思っています。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 難聴者への受信機設置をという質問ですが、放送が鳴ったらテレビを見ていただく、データが更新されるまではそのデータはずっと残っておりますので、いつでも見られますので、データ放送を確認する習慣をお願いしたいと考えております。

ただ、全然耳が聞こえない方で、防災無線が鳴ったと、全然認識がないという方もおられると思うんですけど、日頃からテレビのデータ文字放送、そういったことを確認するような習慣を、1日1回でも見てもらえるような習慣をつけてもらえれば、こちらからの防災無線から流れる放送が全て文字となってデータ放送で見られますので、そちらの活用をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 再々質問、大野弘君。

○5番 障害の件ですが、ある程度社会貢献できる方についてはよいと思うんですが、重度の障害者、確かに家族は本当に24時間365日、本当に付添いをしてやらんといかんと。そういう方にある程度、二、三日見てくれるとか、そういうような対策も必要と思うんですが、その点について再度お願いしたいと思います。

2点目については、できるだけ早急に屋内信号装置みたいな、放送があればパトライトというんですか、回転灯が回るような、通知できるような仕組みもできると思いますので、できるだけ予算化をして、早急にできるような対策をよろしく願いして、1点目の質問は終わります。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 大野議員の質問にお答えさせていただきます。

障害者の家族の支援に対しましては、今、学校へ通われない方は特別支援学校の訪問事業があります。あと、障害を持っておられる家族の方はやっぱり24時間ずっと付き添わなければならないので、そういう方に対して少しでも休んでいただくために、日は短いですが、日中支援事業というのがあります。

しかし、日中支援事業というのは障害児まで、18歳までの方が該当なので、その方、18歳以上になると、18歳未満は障害児ですけど、18歳以上になると障害者になります。そういう方に対しては日中一時支援事業が使えないので、デイサービス事業、ショートステイがあります。

先ほども町長が申し上げましたが、今のところ仁淀川町にはデイサービス事業、ショートステイを行っていただける事業所がありませんでした。しかし、これから来年度以降、学校を卒業される方がいますので、その方に対しまして、今、何とか町内の介護事業所に共生型デイサービス、短期ショートステイを行っていただけるよう働きかけているところでございます。

以上です。

○議長 古味町長、補足。

○町長 大野議員の再質問にお答えします。

放送が始まれば、回転灯等が点滅といいますか、そういった装置につきましては、福祉関係者と今後研究して、そういったものの補助事業等があるかないか、ちょっと今、分かりませんが、そういうことを研究して、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長 それでは大野議員、2点目。大野弘君。

○5番 いろいろよろしく願いをしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。環境整備について質問をさせていただきます。

本町も過疎と高齢化によって、集落内はもとより、農地の管理等が大変厳しくなってお

ります。そこで、以下の3点についてお伺いをします。

まず1つ目は、集落内や道路周辺の植林の伐採の推進について。そして2点目として、集落内の道路の維持管理について。3点目は耕作放棄地の解消の推進についてでございます。よろしくお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 大野議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の集落内や道路周辺の植林の伐採の推進についてでございますが、本町の集落における環境は、集落内はもとより、集落への連絡道等においても植林化が進み、植栽から40年以上が経過したものが多く、日照環境や連絡道の見通しの悪化等、改善しなければならない箇所が増加している現状であります。

そうした中で、本町としては、国からの森林環境譲与税を活用させていただき、本町独自の補助制度である里山森林整備事業を制定しております。この補助制度の中で、集落内における伐採や、集落に進む道路沿いの伐採に対して、地区への補助をしているところであります。今後もこの補助制度を利用していただき、集落の環境整備を進めていただければと思います。

また、町としましても、当補助制度を利用していただくためにも、区長会や広報等で広く周知するなど、積極的に働きかけをしていきたいと考えております。

次に、2点目の集落内道路の維持管理についてでございますが、除草や側溝内の土砂のけ等は、従来より環境月間などに合わせ、各集落で行っていただいておりますが、人口の減少や高齢化により、集落内での維持管理が難しくなった集落が増えてきております。町としましても、集落からの要望に対し、除草委託等で対応もしておりますが、全てに対してすぐには対処できていないのが現状であります。今後もますます要望も増えてこようかと思いますが、道路維持委託や除草委託等により対応していきたいと考えております。

次に、3点目の耕作放棄地の解消につきましては、現在、国の中山間地域等直接支払制度を活用しており、現在、5年間で実施する第5期対策の2年目に当たり、町内18の協定を組織し、農地の管理を行っております。

仁淀川町では、単一集落のみならず複数の集落が一体となった集落協定地区が多数存在し、面積に応じた一定の交付金を受け取る代わりに、集落を越えた共同での耕作放棄地発生防止活動として、水路、農道等の草刈りなど、管理活動が義務づけられております。現在取り組んでいただいております18協定につきましては、対象農地のさらなる拡大の方向

で、引き続き事業の継続をお願いしております。

また、維持管理に労力を必要とする茶園農地につきましては、仁淀川町茶栽培支援交付金制度を活用し、春の収穫、秋の刈りそろえなど、茶園の管理が適正に行われている茶園管理者に対し一定額を交付しており、今後も様々な制度を活用し、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問、大野弘君。

○5番 伐採についてですが、環境林等の整備事業、そういうもので対応していると思います。地域ではなかなか伐採する方もなく、また業者などに頼むと、場所によっては負担金が必要となってきます。このことから、何とか町のほうで実施できないものか、そして、道路周辺についても、地域から要望があれば、地権者の交渉については地元で行いますけれども、実施については町のほうで対応できないものか。

また、町内は約90%が山林で、そのうち80%ほどが植林です。その植林の間伐等を積極的に行っていると思います。この間伐について、集落周辺を重点的に行うことができないものか、この点についても伺いをいたします。

次に、道路の維持ですが、集落内の町道などはある程度地元の方で行ってまいりました。高齢者にとっては大変厳しくなっている面もあります。財政的にも大変厳しい状況とは思いますが、業者や作業班、そして道路工夫で、地元の要望を聞きながら対応をよろしくお願いしたいと思います。

そして、耕作放棄地についてでございますけれども、中山間地域等直接支払制度を活用して放棄地対策を行っている地区もたくさんあります。しかし、高齢で小規模な地区では、自分の畑すら管理ができなくなり、大変厳しい状況となっております。このことから、鳥獣被害も増え、ますます耕作放棄地となり、集落の維持が困難となってきます。町長の公約にもありましたが、農業対策に力を入れていただき、放棄地解消に向けた取組の検討をお願いして、私の質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 大野議員の再質問にお答えいたします。

道路周辺の伐採について、町でできないかということですが、先ほども言いましたが、里山森林整備事業、この制度もございますので、こういったものを利用していただき、実施していただきたいと思います。

そして、集落と関係ないようなところで支障となるようなところ、そういったものについては業者のほうにお願いして、今後伐採をお願いするというようなことを検討していきたいと考えております。

それと集落周辺の間伐、そういったことは補助事業等を活用してやっていただきたいと思います。

それから、草刈りについてなんですが、積極的にやってほしいということですが、やはり集落内のそういった除草作業については集落内でやっていただくのが基本ではないかと思いますが、集落以外の草刈りについては、また委託業者等をお願いをして除草に当たっていただきたいと思います。

それと、耕作放棄地の解消の対策、もっと積極的にということですが、私が以前申し上げました、現在、林業者育成制度というのを実施しておりますが、これに代わる農業者育成制度というものをつくり上げて、制度化して、今後そういった耕作放棄地であるとか後継者に困っている農業者、こういった方にいろいろ指導もしていただきながら、耕作放棄地解消のために農業を実践していただく、そういう制度を今後考えていきたいと思しますので、よろしくお願いします。

○議長 大野弘君。

○5番 集落周辺の伐採ですが、私が先ほど申しました補助事業、補助金でできる場所以外、結局、集落から向かいが見えにくくなったと、結構そういうお話をお伺いします。そういうこともあって、集落周辺、山のほうの間伐推進、かなりやっておると思うんですけども、やはり集落の周辺がかなり植林化して寂しい感じ、集落と隣の家も見えんようなところもあります。池川のほう、仁淀のほう、吾川のほうを巡回しても、そういうところかなり、集落から集落が見えよったのに、最近見えなくなったというようなところが多々ありますので、そういうところをまずは力を入れていただいて、そういう解消を図っていただきたいと、そういうように思うんですが、いま一度、産業課長。

○議長 片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

里山森林整備事業、以前は環境林整備事業といいまして、集落周辺の環境整備をするという趣旨で行われておりまして、事業名は変わりましたが、同じような趣旨をやっていると思いますので、そういう集落からの環境保全、そういう部分、活用できると思いますので、各地区からご要望があれば、現地確認等をしまして事業を行っていききたいと、

そのように考えております。

○議長 以上で大野弘君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時22分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第5号、議席番号9番、藤崎源彦君の質問を許可します。藤崎源彦君。

○9番 一旦マスクを外して質問に入らせていただきます。

通告第5号、議席番号9番、藤崎源彦でございます。議長の許可を得ましたので、質問に入ります。

質問は、医療、保健、介護の人材確保についてでございます。

高齢化の進行に伴いまして、医療、保健、介護、この分野に従事する人材の安定した確保が重要になります。しかし近い将来、人材不足、これが生じる懸念がございます。ですから、対策を講じていく必要がございます。

そこで1点目、町長は9月定例議会で介護人材の確保について、町独自の対策事業、制度を考えると発言しましたが、具体的な説明を求めます。

2点目は、将来に備える対策というものは、言い換えれば世代交代を考えた対策でございます。例えばスポーツでいえば、ゴールのあるマラソンではなく、ゴールのない駅伝、次々とバトンを渡していかなければ次につながらない、そういうものだと考えます。これからの人材確保というものは、次にバトンを渡す、そういった人材を自分たちで育て、つくることも考えていかなければなりません。

以前、西森常晴議員が医者をつくる奨学金制度を考えようやと、そういう提案をされたことがございます。私は大賛成です。ただし、非常に高いハードルがございます。

といいますのは、相当な年数もかかりますし、非常に高額でございます。そのお金をどうやって確保するか。そしてまた、もう1つ高いハードルは、医科大学を卒業したら必ずお医者さんになれるわけではございません。医師国家試験に合格しなければお医者さんになれません。そしてまた、今日もちっと話が出ていましたけど、専門医制度。必ず専門医制度、その中には内科、外科、それから総合診療というのもしかあったと思うんですけど、そういうことで専門分野を選択することによって、実際に診療所ではちょっと不向きということもあります。

そういったこともありますので、そこはなかなか人選にしても、制度の仕組みにしても、非常に難しいところがありますけども、この制度そのものを考えることは非常に重要なことだと私は考えます。

今、その1つの方法として、本町にある、実際に今ある本町の奨学金貸付けですが、卒業後に医療、保健、介護分野の指定する資格を取得して町内で就労する者に対しては、10年とか、一定期間、義務年限のようなものを設けまして、返済を全額免除する制度にしてはどうかということです。

現在、本町の奨学金貸付けには、仁淀川町奨学金返還支援補助金の交付がございます。町内に居住し、かつ就労した場合においては、一旦奨学金の返済を行いましても、年額18万円を限度に補助金を受けることができる制度がございます。これは15年という限度が設けられておりますけども、これを受け続ければ、実質差引きすれば、返済金額と返還金額で、全額あるいは一部返済しなくてもよいという形にはなります。

しかし、私の言うこの制度は最初から返還を求めない。こういう分野に進学して、それで町内に就職した場合、一定の期間を設ければ、返済自体を求めずに就労してもらおうと。そこにはいろんな条件もつける必要がございますけども、そういう考えでございます。そしてまた、現制度は高校生を対象としておりますけども、医療、保健、介護、この分野に限って、大学、専門学校等も対象とする制度にしてはどうか。

以前、西村医院のほうに行っているいろいろ先生と対話した中で、そういうやっぱり介護士、それから理学療法士とか専門職、そういったものの確保が非常に難しいと。一番望ましいのは、即戦力になる人を採用できればいいんですけども、今、全国で見ても、場合によっては外国人も労働者もというような考えもあるぐらいの状況でございますので、なかなか人材確保が難しい。これは将来ますます難しくなる一方でございます。

ですから、仁淀川町で生まれ育った人が帰ってきてくれて、そしてこういう分野で活躍してもらえたら、それは一番望ましいことでございますので、何とかそういったところを促すような、そういう制度が望まれるのではないかとということで、以上について答弁を求めます。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員のご質問にお答えいたします。

高齢化社会において、介護職員の人材は深刻な問題であります。その理由として、介護職は需要がある仕事にもかかわらず、給料が低いという現状があります。さきの片岡議員

の答弁にもありましたが、岸田内閣は介護職員の賃金上昇に注力することを明言しております。その時期や方法、規模などが明らかになれば、町としての支援方法が決定しますが、どちらにせよ介護職員への新たな加算を検討しております。

また、町内の介護サービス事業所に勤務する方に対し、就労支援住宅を考えております。これは介護サービス事業所が建築する就労支援住宅建築費に対し補助する形で考えております。町外から通勤する介護職員に対して、少しでも負担軽減になれば、また移住の観点からもそういったことを考えていきたいと考えております。

次に、奨学資金貸付についてのご提案の部分についてお答えさせていただきます。

若者の定住促進と人材の確保を図り、雇用促進と産業振興に寄与することを目的に、仁淀川町奨学金返還補助制度を平成30年4月から実施しております。この制度は、仁淀川町奨学資金の貸付けを受けて高等学校等を就学した仁淀川町出身者が、卒業後に仁淀川町内に居住し、かつ就労した場合において返還金を補助するものです。大学生、専門学校生については、日本学生支援機構が実施する奨学金制度がありますので、本町では対象としておりません。

幅広く公平な人材確保の観点から奨学金の補助を行うのであれば、奨学金を受けて進学した者全てを対象に、仁淀川町に居住し、かつ就労した場合には返還金を補助するなどの拡充が必要になってくるかと思えます。

また、藤崎議員ご提案の医療、保健、介護に従事する人材確保に限定するのであれば、現行の仁淀川町介護サービス人材確保対策就業支援補助金交付要綱の充実を図ることも考えられ、今後併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 今、大学生の奨学金制度について話がありました。これは卒業してみて、非常に返済に苦勞している学生がたくさんおります。非常に大きな負担になる、学生にとって。今日の質問の中で、大学も含めてはという質問の中の答えではございますけども、この分野に関してはもうちょっと、できるだけ学生の就職後の負担を軽くするように、そして本町のほうに、一旦高校、大学、出ますけども、戻ってきてほしいと、そういったところが私の質問の趣旨でございますので、そういった大学の奨学金制度とはまた全く考え方を変えて、町独自のというところで考えてはどうかということでございますので、もう一度、その点について答弁を求めます。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再質問にお答えいたします。

大学や専門学校を卒業して、町内の医療職、そういったところに就職する、そういった方は数はそれほど多くなく、人数は限られてくるだろうと思います。おっしゃられるとおり、大学、専門学校を卒業して仁淀川町で医療関係の仕事に就く方の奨学金の返済、そういったことも今後検討していかなければ、本当に医療に従事する方が不足してくる状況になるかと思います。数的にはそれほど多くはないとは思いますが、今後制度化して、ちょっと検討もしていきたいと考えます。

○議長 再々質問はございますか。藤崎源彦君。

○9番 人材の確保というものは、いくらでも人材が多ければよいというものではございません。必要な人材を求めるといことでございますので、そこに的を絞る点で難しい点はございます、確かに。

しかし将来のことを、将来設計するのであれば、これぐらいの人材が必要だという考えも出てこようと思いますので、そういうことを見据えた将来設計というか、こういった奨学金制度の見直し、そういったところを今後とも検討していただきたいと思います。

この質問に関しては以上です。

○議長 それでは2点目、行きますか。

○9番 2点目は住宅に関する質問でございます。

町が管理する住宅には町営住宅と町立住宅がございます。この違いについて理解していない町民が多いように私は日頃感じております。町営住宅というのは、国の補助を受けて町が建設あるいは取得した住宅でございます、いわゆる、これは公営住宅制度によるものでございますので、合併前に各旧町村がこういった制度を活用して住宅を建てて、今現在、それを管理運営しているというものがございます。これらは公営住宅法の規定により管理しなくてはなりません。ですから、いろんな制約といいますか、決め事がいっぱいございます。

よく話題になりますのは、居住者の所得に関することでございます。この国の制度そのものが、住宅に困窮する低額所得者に対して低い家賃で住宅を賃貸する制度というところがありますので、所得制限というものがございます。それで誤解されますのは、入居時は当然、よく回覧とか公募もありますけども、所得ということがはっきりと、この所得内の人でという条件を提示して募集しているわけでございますけども、入居中に収入が増えて

高額な所得者になった場合、こういった場合は、収入超過者ということで住宅を明け渡す努力義務が課せられます。

以前、近所の人から聞いた話で、ある住宅で長いこと住んどって、収入が増えて、町のほうから明け渡すように言われたと。町は町民を追い出したと、そんなふうな言い方をされていました。しかし、それは大きな誤解でございまして、公営住宅法によれば、明け渡してもらわないかん。これは法令を遵守した結果でございます。

ただ、そのときの詳しい状況は分かりませんので、一旦出てもらって、その後のフォローをどんなにしたかまでは私は把握してませんが、そういったケースを聞いた記憶がございます。

ですが、一方、町立住宅につきましては、町が独自に設置し、あるいは取得したものでございますので、仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例、これにはそういった所得に関することはございません。ただ、明渡しを命じるのは、例えば家賃を滞納したりとか、非常に近隣に迷惑をかけるとか、その家自体を目的外使用しているとか、そういったことで町長が特別に明渡しを命じることはありますけども、そういったことがなければ、基本的には住み続けられるというふうに私は受け止めています、この条例を見る限りでは。

そこで町立住宅のうち、一戸建て住宅について、長期間居住して、過去に家賃滞納や町税等の未納がなかった、なおかつその居住者が永住を希望している場合、こういった場合が出た場合に、ある一定期間、例えば15年とか、例えば建物も資産価値も落ちてきますし、場合によってはそれを払下げして売却というケースもございしますが、そこでずっと住んでいる方に無償で建物だけを譲渡するような、そういった仕組みはできないだろうか。

ただし、土地に関しては、それはなかなか譲渡が、後々の問題がございしますので、ちょっと難しいかと思うんですけども、建物だけ。そうすれば、例えば15年もたてば、最初は定住住宅というのは若い夫婦、小さい子供さんがおって、でも、学校を卒業して、そこに住む家族の構成も変わってきます。例えば子供が出ていったから、今度は自分の親を呼んでここで生活しようとか、そうなってくるとバリアフリーだとか、中の増改築をしたいとかいうことが出てきます。今の条例ですと、軽微な設備の増築をしても、返すときは原状回復して返せるようにしてくださいねということでございしますが、そういうことではなくて、ある一定期間、条件をつけて、非常に優良な居住者であれば、一定期間を過ぎたらその方に建物を譲渡する。

その代わり、その居住する方には、それは本人が希望した場合に限ってでございすけ

ど、その場合には火災保険に加入してもらうだとか、地震保険に加入してもらうだとか、いろんな意味で、自分が住宅を取得するということがどれだけ大変なことかということも当然理解してもらわないかんとは思いますが、それに税金、やっぱり固定資産税もかかってきますし、そういったことも含めて、仮にもし、またそういう希望をして、仮にそういう譲渡を受けた者が、数年たって、もう返したいという話が出たときには、基本的にはその建物自体を壊して、その人の責任で壊して更地にして返してもらって、町がまた新たに住宅を建てるというような形で考えてはどうかというのが私の質問でございます。以上について、よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の町立住宅についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、町内の公営住宅と定住住宅のうち、構造的に譲渡可能と思われる一戸建て住宅は18棟あり、うち9棟が公営住宅、半分の9棟が町単独で整備した定住住宅となっております。

住宅を譲渡することは、その居住する世帯の永住がほぼ確保されることが一番のメリットであり、居住者にとっては持家となり、自由にリフォームができるなどのメリットがあると考えます。

土地については、一般の方が固定資産税を支払っていることから、公平性を保つために土地も併せて譲渡する、あるいは固定資産税相当分の土地代を徴収するなどの考慮が必要かと思います。

住宅の譲渡を無償とすることが適当であるのか、また購入条件の整理など、課題はありますが、居住者のニーズも聞きながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問、藤崎君。

○9番 今、町長が非常に重要なことを言いました。住民のニーズに応える。結局大事なことは、相手がどうしてほしいかということをしつかりと把握して、それに対して対策を講じることでございますので、居住する方のそういったお声を聞くとか、そういうことは非常に重要なことだと思います。

それと、永住するつもりはないけども、いずれ持家を持ちたいと、そのためにある程度資金をためたいと、住宅に住みながら資金をためたいと、そういった方もいらっしゃると思います。それを考えると、例えば今、田村住宅ですと3万5,000円ですか、住宅費用が。

例えば10年間、何も問題なく非常に優良な、優良なという言い方は語弊があるかも知れませんが、問題なく居住されている方に対して、例えば10年したら少し家賃を下げるとかそういう、先ほど言ったように建物の価値自体も落ちてきますし、また、そういった居住者のニーズに応えるという意味で聞いてみて、相談してみて、こんな制度もあるけど、どうしようというような感じで、居住者の方にいろいろとアクセスして確かめてみることは非常に重要ではないかと思います。それで、もしそういう需要があれば、それに対してそういう制度も考えてはどうかということでございます。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再々質問にお答えします。

仁淀川町若者定住促進不動産譲渡条例というものがございます。それで、議員がおっしゃられているように長く定住、その住宅に住んでいただいた方には、仮に無償であるとか、住宅料を下げるとか、そういったことも考えていかなければならないのかなとも思っておりますが、ただ、自分のほうでちょっと試算をしてみました。

月々の家賃3万円で10年間定住した者は、10年間で家賃を360万円払うことになります。仮に4人家族とした場合、交付税1人当たり40万円で算定すると、10年間で1,600万の交付税となります。家賃と合わせると、10年間で約2,000万円、その方が住宅に4人家族で入っていただいた場合には、約2,000万円の家賃と交付税が入ってくるというような計算になってきます。

10年以上居住した者に対しては無償譲渡も検討の余地があるかと思います。どちらにしても、法整備を整えた上で慎重な検討が必要と思われます。

以上です。

○議長 3回目、藤崎君。

○9番 今までの話は現在ある住宅についてでございます。これから先、仮に町立住宅を建てようかと、そういうときには最初からこういった条件を提示して、住む方の意向に沿うのであればそういった制度もできるよと、それは当然、本人の希望次第でございますけれども、そういったことも、こういう条例とか賃貸契約の中でうたっておいたほうがいいんじゃないかと、そういったこともありますので、ぜひともそういった検討もよろしく願います。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の再々質問にお答えします。

そのような条件をつけて貸し出している自治体もあります。今後そういったものを制度化して、もしくは先ほど言いました不動産譲渡条例等の変更になるかも知れませんが、法整備、それからいろんなことを想定して考えていかなければならないと思いますが、今後前向きな検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長 それでは藤崎君、3点目、質問をお願いします。

○9番 議長の許可を得ましたので、3問目の質問に入ります。

質問は集落支援員制度についてでございます。町長は9月定例議会におきまして、私への答弁の中で、集落支援員制度の導入を検討していると発言されました。この制度につきましては、総務省のホームページに制度の説明や全国の活動事例等が公開されております。また、高知県のホームページにも募集要項などが掲載されております。それらによりますと、県内の導入状況は、昨年時点ですけれども、県内34市町村中24市町村が導入して、79名の集落支援員が活動されているということでございます。

この制度が本町にとって本当に有効かどうか、また導入すべきかどうかにつきましては、他の自治体の実績などを十分に分析する、そして十分に見極めた上で判断することが重要と考えます。

また、町民の意見を聞くことが重要でございますので、そういった意味で役場が主導して、議会及び地域長、区長などの地区の代表者と議論を重ねて、総合的な判断といいますか、皆さんのこの制度に対する考えを取り入れた上で、やるとなればやってほしい。

そこで、1点目は求める人材の選考基準をどのように考えるかということでございますが、選考に当たって一番重要なポイントは、地域の実情に詳しい地域内の人材でなくてはならないということでございます。

2点目は、活動内容とその活動によって求められる成果、こういったことについての説明をお願いします。

3点目は、地域担当職員との連携についての説明でございます。9月定例議会で私は、本町は役場の定員数が多くて平均年齢が高いから人件費が高いことを申し上げました。しかし、私の趣旨は、早急な人員削減や報酬カットを要望したわけではございません。私の考えは、他の自治体よりも質の高い、隅々まで行き届く行政サービス、これを提供すれば住民は十分納得するであろうということでございます。地域担当職員につきましては、地

域との関わりをもっと深めて、地域に溶け込むぐらいの、そういった姿勢であってほしいと望みます。

4点目は、地域防災に関し、どのような位置づけにするかということでございますが、望ましいのは防災意識の高い、例えば消防団員あるいは経験者、そういったことが望ましいのではないかと。

それと、自慢するわけではございませんけど、私は議員になってから防災士の資格を取りました。聞くとところによりますと、町内の防災士から、仁淀川町防災士会を立ち上げようという動きもございます。こういった集落支援員制度を導入するとなれば、ぜひとも防災士の資格取得も奨励してほしい、そういうふうに考えます。

それともう1つ、集落支援員を導入するとなれば、その報酬というのは、今、他の市町村の導入する事例もございますでしょうから、そういった報酬がどの程度が適切と考えられるのか。そしてまた、結局使うお金があれば、その財源が必ず必要になりますので、例えばこの制度に関しては国の補助を受けられるとか何とか、そういうふうな財源、お金は使うことを考えるよりも確保することを考えるほうが難しいのは分かります。ですから、そういった財源についての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 藤崎議員の、集落支援員制度について、求める人材の選考基準をどのように考えるかの質問にお答えさせていただきます。

集落支援員の選考につきましては、地域の実情に詳しく地域づくりに関心の高い町内の人材を公募または地域から推薦していただき、地域長や区長、行政が面談等を行い、町長が選任する方法を考えております。

続きまして、2番目の活動内容と求められる成果の説明の質問にお答えさせていただきます。

活動内容としては、集落への目配りとして地域の巡回、見守り、状況把握、集落が抱える課題の点検、整理をして、役場と情報の共有や地域間での話合いの調整などであります。成果としては、課題解決に向け、地域の実情に合った対応ができると考えられます。また、地域住民の連携意識の高まりによる地域の活性化が期待できます。

続きまして、3番目の地域担当職員との連携についての説明のご質問にお答えさせていただきます。

地域担当職員との連携は非常に重要と考えます。集落支援員は地域担当職員と協力し、住民とともに集落巡回、点検などを行うことにより、各地域それぞれの課題が共有でき、このような活動により、これまで以上に町職員を身近に感じてもらえることが期待できます。

続きまして、4番目の地域防災に関し、どのような位置づけとするかとの質問にお答えさせていただきます。

集落支援員の活動により得た情報を自主防災組織や関係機関と共有して活用するために、自主防災組織の一員として、日頃から地域の防災活動に積極的に参加してもらいたいと考えています。

最後に、報酬と財源の説明のご質問にお答えさせていただきます。

集落支援員制度は総務省が所管でございます。地方公共団体に対しまして、特別交付税の財政措置がございまして、集落支援員1人当たりの年間上限額が、専任の場合でしたら430万円、兼任の場合でしたら40万円が交付されます。

集落支援員制度の活用につきましては、藤崎議員がおっしゃられるとおり、仁淀川町にとって有意義か、また、仁淀川町の実情に合った制度かなど、全国の先進地事例などを参考にし、地域長や区長、関係機関と協議を重ねながら、当制度の活用につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問、藤崎源彦君。

○9番 集落支援員の選考に関してですが、前回の定例議会では地域長との兼任も考えているというご発言がございました。私、ある地域長に、そんな話があるということを実際話してみましたら、今の、仁淀のほうはずっと定着しているんですけども、それ以外に地域長という制度で地域長になった方、地域長はどういう活動をすれば、何を求められているかということを本当に十分に理解しているかなというふうに、ちょっと疑問に思った点がございました。区長と地域長の違い。それで集落支援員も兼任するということになれば、集落支援員がどういう制度でどういうものかということをも十分に理解してもらった上でやってもらわなければいけない。

それと、ご高齢でなかなか実際にはあまり動けないという、活動が手広くできないという状況ですと、集落支援員の行動も制限されますので、そういったことも踏まえて、年齢もある程度、そういう行動できる方ということも必要かなと思います。

全国のそういう事例、それから年齢別、見てみますと、かなり若い方がやっている地域もございます。今、地域おこし協力隊というのがございますけども、これは本質的にも全く異なるもので、集落支援員というものは実情に詳しいということは大前提でございますので、そういった行動できる人材といったことも重要なポイントかなと思いますので、その辺も踏まえてもう1回、地域長と集落支援員を兼任するということについて、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 地域長との兼任の件なんですけど、地域長は複数ある地区の取りまとめ役というようなことだと思いますが、地域長との兼任ということは、例えば小さい地域が2つあるとすれば、その2つの地域を地域長と集落支援員を兼任するとか、そういうことを想定しております。

それで、地域間の交流であるとか、そういったこともできますし、それから、町内はほとんど限界集落なんですけれど、限界集落の中のちょっと奥の地域、そういったところは地域長と地域長のコーディネートであるとか、そういったことを集落支援員に求めたいと考えております。

これからますます集落も小さくなっていき、地域も数も少なくなっていき、地域長が出来上がったとしても、数が少ない地域になる可能性もありますので、そういった意味で2つの地域を取りまとめる役、そういったことを想定しております。

○議長 再々質問、藤崎源彦君。

○9番 この制度を住民に十分理解してもらうという点で、まずは例えば地域長とか区長の会があると思います。そういった場でもいろいろと意見を聞いてもらって、できるだけ町民の意見を反映したものに、制度に考えてもらいたいというふうに思いますので、ぜひとも、いろいろ機会があると思いますので、町民と対話する機会があると思いますので、そういったところも上げていただければと思います。

以上です。

○議長 執行部、古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 藤崎議員の再々質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、やはり地域長、それから区長、住民等のご理解が十分必要と存じますので、今後におきましても十分に、町長と一緒に地域の意見を反映させられるような制度の導入、また、議員もおっしゃられた県内24市町村導入ということで、仁淀川

町と似たような自治体もございますので、機会があれば、そのような自治体に出向いて、その実態とかも実際に研修してきたいと思います。

また、今月の14日には池川地区での地域長会も実施する予定ですので、その場でも地域長制度について、今のようなご説明をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 以上で藤崎源彦君の質問を終了いたします。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日8日午前10時、再開をいたします。本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

午後 4時03分 延会